

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第5回本部会議 記録

日 時／令和2年4月12日（日）

19：00～19：25

場 所／本庁舎2階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それではただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第5回本部会議を開催いたします。なお、本日の会議から三つの密、密閉、密集、密接これを回避するために、本部員のうちの各部長以外の皆さんには、執務室での共聴テレビによる参加とさせていただきます。ご了承願います。それでは議事に入ります。まず状況報告につきまして保健福祉部長からお願いいたします。

【三瓶保健福祉部長】

状況報告について私のほうから説明させていただきます。まず資料1をご覧ください。まず初めに1の（1）、道内の発生状況および検査の状況につきまして、まず14ページからの太枠で囲んでおります箇所が、前回の本部会議以降の新たな事例になります。道内におきましては4月7日以降、現時点、本日の3時現在ですが、新たに73例の新型コロナウイルス感染症が確認され、これまで267例が発生している状況となっております。また検査および患者の状況につきましては、同じく18ページの欄外になりますが、札幌市などの検査分を含め、昨日時点で3048名の検査を実施しております。陽性累計は255名、このうち陰性確認済みの方は159名、残念ながらお亡くなりになった方が10名で、現在の患者数は86名となっております。

続きまして資料1の1ページに戻っていただきまして、1の（2）、国内の発生状況をご覧ください。下線を引いている部分が更新いたしました箇所でございます。4月11日12時までに確認されております患者は3914名で、この他に450名の無症状病原体保有者、1641名の症状有無確認中の方が確認されてございます。

続いて同じく1ページの2の国などの対応については、2ページから3ページにかけての（42）と（43）にありますとおり、国におきまして、4月7日と11日に、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定いたしまして、3ページの4月17日の改定では、本道のように緊急事態宣言対象地域以外の都道府県におきましても、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について強く促すことが明記されました。これに関しましては資料1-2といたしまして、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の国と道の対照表をお配りしておりますので、後ほどご参照ください。

続きまして、同じく資料1の3ページの3の道の対応についてでございますが、主なものをご説明いたしますと、5ページの（27）ですが、4月9日から相談対応を充実させるため、LINEを活用いたしました相談支援のための公式アカウントを開設いたしました。また（28）ですが、本日より「新型コロナウイルス感染症対策チーム」に軽症の方などの受け入れ先確保などの調整を行うために、宿泊療養班を設けまして、全部で6班体制といたしたところでございます。私からの説明は以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、各部から報告をお願いいたします。まず教育部長からお願いいたします。

【志田教育部長】

教育のほうですけれども、先ほど道市懇（新型コロナウイルス感染症対策に係る札幌市と北海道との協議）があって、それを受けた道と札幌市の緊急共同宣言というのが出された中で、札幌の今の感染状況、それからそれを踏まえた共同宣言が出されました。その中で、外出自粛などの対策とあわせて、学校の休業についても方針として出されましたので、それを受けた道の対応についてご説明をさせていただきます。まず考慮すべき事項として、高校生の場合、特に公共交通機関での一般の方々との接触が多い、あるいは行動範囲については多岐にわたって、それを制限することは難しいといったようなことを考慮して、それを踏まえ今回道においての休業措置の基本的な考え方についてであります。札幌市に居住する生徒および札幌市内に通学生徒の安全確保とともに、札幌市から他の地域への感染拡大防止も考慮することが必要ということで考えてございます。そうしたことで、道の対応といたしまして、一つは札幌市で小中高の一斉臨時休校を決めましたが、道立学校におきましても、札幌市内の道立学校については一斉臨時休業、そして札幌市から通学生の割合が高い近接地域の道立学校の臨時休業も併せて行うということにしております。なお、その割合は高くないものの、札幌市に在住する生徒が市外の学校に通学している場合もございます。ここは臨時休業とはしません。引き続き毎日の検温等の健康チェックを徹底して通学を継続いたします。また保護者や生徒自らから通学の不安等の申し出があったような場合については、自宅での学習を認めるとともに、心のケアについても配慮してまいります。その他であります。休業した後の学校の再開についてですけれども、これにつきましては、今後の感染状況を見極めて判断することといたしまして、例えば分散登校ですとか、時差通学といった措置なども検討していきたいと考えてございます。それから臨時休業の実施に当たりましては、当然ながら不要不急の外出の自粛ですとか、あるいは日々の健康のチェックなど注意喚起のほうも実施してまいります。それから、今回臨時休業する札幌市及び近接地域以外の地域に居住する生徒さんおよび市町村教育委員会に対しての、今回の札幌での措置を決めた考え方等については、丁寧に説明して、ご理解を得ていきたいと考えてございます。教育のほうからは以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】

総務部からは2点、資料はございませんが報告させていただきます。まず1点目は、私立学校への対応についてでございます。ただいま説明がありました、道教委また札幌市教委の対応について周知し、札幌市内および周辺市町村所在、私立学校に対しまして、臨時休業の検討を依頼してまいります。

次に2点目ですけれども、あらためて職員に対しまして、不要不急の外出を控えることなどについて通知を発出いたしますので、周知徹底につきまして、よろしく願いいたします。以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

その他各本部員の皆さんからご発言などありますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、今後の対応などにつきまして本部長からお願いをいたします。

【本部長（知事）】

それでは私のほうから、今後の対応などを指示いたします前に、本日、新たに新型コロナウイルス感染症の患者の死亡が確認されました。お亡くなりになった方に哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の方に心よりお悔やみを申し上げます。

それでは、私から指示させていただきたいと思います。皆さまには資料4の、北海道・札幌市緊急共同宣言というものをご覧いただきながら話を聞いて欲しいと思います。

2月28日に緊急事態の宣言をいたしました。その当時は、札幌市内の感染例は、少なく、それ以外の地域で濃厚接触者以外の感染例が多いという状況でありました。現在、全道で感染例は増加しておりますけれども、札幌市以外の地域では、濃厚接触者の感染例が多い一方で、札幌市内は、濃厚接触者以外の感染例が多いという状況でございます。こうした中、昨日の札幌市の新規発生数は12名でありまして、これまでの最多は9名だったわけです。こちら3月12日でございますけれども、これまでで最多の9名を上回しまして、入院患者数も最高水準となっているところでございます。こうした状況を踏まえば、今、このタイミングで、札幌市について、北海道と札幌市の両トップから道民の皆さま、札幌市民の皆さまにメッセージを発出することが極めて重要であると考え、先ほど秋元市長と協議を行いまして、「北海道・札幌市緊急共同宣言」について互いに合意したところでございます。

宣言の内容について説明したいと思いますけれども、宣言は6つの内容から構成されております。まず初めに、「札幌市内における接触機会の低減」についてでございます。この取り組み期間は5月の6日まででございますけれども、札幌市民の皆さまに札幌市内における感染リスクを高めるような、不要不急の外出を控えていただくようお願いいたします。また、札幌市以外の地域の方につきましても、感染リスクを高めるような札幌市との不要不急の往来を控えていただくようお願い致します。

2点目でございます。次に、「繁華街の接客も伴う飲食店等への外出自粛」についてでございます。昨日、国におきまして、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、感染拡大防止のため、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促すよう取り扱いが追加されたところでございます。このことを受けまして、私といたしましては、札幌市の繁華街であるすすきの地区において、密閉、密集、密接の「三つの密」を避けることや、不要不急の外出を控えることなどについて、道民の皆さま等に対し、広く働きかけを行い、啓発する街頭巡回といった取り組みについて、道としても取り組む必要があると考え、道警本部長にご相談させていただいていたところでございますけれども、道警本部長について、その対応について速やかに実行できるかどうかお伺いしたいと

思います。

【道警本部長】

知事よりご依頼いただきましたすすきの地区における街頭巡回につきましては、管轄警察署である中央警察署および道警本部自動車警ら隊のパトカー、警察官など、必要な体制を確保していくところであり、道警としましても、道、札幌市と連携し、準備が整い、間もなく開始したいと考えています。以上です。

【本部長（知事）】

緊急共同宣言でございますので、本日中の、もう速やかに実施をしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、緊急事態宣言地域との往来自粛についてでございます。この点については、以前から皆さまに呼び掛けているところでございますけれども、あらためて強く皆さまにお願いを申し上げるところでございます。感染拡大防止を図るためには、何よりもまず感染を外から持ち込まないということが重要でございます。来道された方に対しましては、2週間の体調管理、こちらをしっかりと徹底していただいて、不要不急の外出を控えることを引き続きお願いするとともに、道民の皆さま、札幌市民の皆さまに対し、政府の緊急事態宣言の対象となった都府県への往來を極力控えるようお願い致します。札幌市をはじめ各市町村、各振興局でもさまざまな機会を捉えまして、この点について周知をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次でございますけれども、学校および公共施設の休業、休館についてでございます。札幌市所管の小、中、高等学校等を対象とした一斉休業の措置を4月14日から5月6日まで行うことを確認したところでございます。併せて、札幌市内に所在をする道所管の高等学校等についても、先ほど部長から話がありましたが、同様の措置を講ずることといたします。また、同様の期間でございますが、4月14日から5月6日までの間、不特定多数の方が利用する道および札幌市所管の公共施設を休館することといたします。なお道立施設の休館の状況については資料5を皆さんに配っておりますので、そちらを確認ください。

次でございますけれども、医療提供体制の充実強化についてでございます。道内では、感染症病床のほか、一般病床等の活用も含め、病床を確保してきたところでございます。現時点では、札幌市も含めまして、道内の病床数はまだ切迫するまでには至っておりませんが、最近の新規発生数などを踏まえますと、決して安心できる状況ではないと思っております。感染患者数の大幅な増加を想定しつつ、患者の状態に応じて適切な医療を提供できるよう体制を構築していくことが必要です。重症患者、中等症患者に対応可能な病床について、感染患者数が大幅に増加をした際に、どの病院でどの程度の患者を受け入れることが可能であるかなど、地域におけるシミュレーションを速やかに実施をしてもらいたいと思います。また、患者数が増加し、重症患者等に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合には、軽症患者のうち重症化リスクが低い患者については、宿泊療養や自宅療養に移行することも想定していかなければなりません。先ほど、保健福祉部長から説明がありましたが、検討、準備このスケジュールを前倒しすることとし、まず本日、新型コロナウイルス感染症対策チームに宿泊療養班を設置いたしました。また、4月10

日金曜日でございますけれども、宿泊療養の施設提供に関する意向調査を開始したところでございますが、週明け早々に一定の取りまとめを行い、速やかに宿泊療養に活用可能な施設のめどをつけてもらいたいと思います。なお、実際に運用を開始するタイミングについては、病床の利用状況や、患者の増加状況などを踏まえて判断する必要がある点について、誤解のないよう皆さんもご理解いただきたいと思いますし、お問い合わせなどがあつたら、その点について丁寧に説明をしていただくようお願いいたします。全国的には例えば、東京都などで宿泊療養がすでに開始をされておりますが、実際に運営する際には、医師、看護師等の専門職の確保、生活支援を担うスタッフの確保など、さまざまな人材確保が重要となります。本日も北海道医師会にお越しをいただいているわけでございますけれども、医師、看護師など医療従事者の皆さまにおかれましては、日夜、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力をいただいておりますこと、また感染症対策に必要な体制を構築するため、通常時より厳しい体制で一般の医療提供にご対応いただいていることにあらためて敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。北海道医師会におかれましては、今後、宿泊療養を運営することとなった場合には、必要な専門職の支援などご協力を賜りたいと思います。よろしく願い申し上げます。また、自衛隊の皆さまにおかれましては、対策チームの立ち上げ当初からリエゾンを配置いただきまして、感染症対策の現状等について密に情報共有をさせていただくなど、緊密な連携体制を構築していることにあらためて感謝を申し上げたいと思います。今後、宿泊療養を運営することとなった場合には、自衛隊の皆さまの緊急時対応に関するノウハウなどを支援いただくことなど、ご協力を賜りたいと考えておりますが、その点についていかがでしょうか。

【自衛隊】

支援は可能であります。事後、細部の支援内容につきまして調整させていただきたいと思っております。以上です。

【本部長（知事）】

ありがとうございます。調整のほうを進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、道内経済への支援強化についてでございます。深刻な影響が出ております観光業をはじめとした北海道経済に対して、事業継続や感染終息後のV字回復に必要な取り組みを、本日の緊急共同宣言においても道と市が今まで以上にさらに連携して取り組んでいくことを確認いたしました。また国に対して、適時適切に要望を行っていくこと、このことについても確認いたしました。その点について、皆さんにおかれましても、そのような共同宣言が行われている中で、円滑な取り組みを進めていくようお願い申し上げます。これまでの道民の皆さまや、事業者の方々のご理解とご協力、そして医療関係者ならびに市町村など多くの方々にご尽力をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

そして本日、北海道と札幌市で緊急の共同宣言をいたしました。2月28日に出しました緊急事態宣言以来、2度目となります。ある意味では緊急の宣言となります。札幌市での感染拡大を受けての取り組みでございますが、まさにオール北海道で力を合わせて、こ

の厳しい局面を乗り越えていかなければならないということでございますので、皆さんにおかれましても、そのような局面にあることを十分ご理解をいただき、それぞれの立場で全力で取り組みに当たっていただきたい、このことをあらためて私からお願いを申し上げます。危機の克服に向け、関係機関が連携して、各部局がそれぞれの役割を十分に果たして、これからも戦っていただくようお願い申し上げます。

私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

そうしましたら、道市緊急共同宣言を受けましての万全の対応を引き続き各部においてよろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、新型コロナウイルス感染症対策本部第5回本部会議を終了いたします。